



住宅の断熱で、地球温暖化が防止できるの？



家庭で消費される暖冷房エネルギーは、一軒、一軒の家庭で見なければわずかな量かも知れません。しかし、“ちりも積もれば山となる”ということわざのように、一軒だけではわずかな量でも、沢山の軒数があつまれば膨大な量になるものです。ですから、省エネルギー対策においては、誰でもが採用できる対策であることがポイントになります。そこで、エネルギー漏れが非常に少ない断熱性能を持った住宅を作るために、省エネルギー基準が定められました。これによって、今後、省エネルギータイプの住宅への転換が進めば、結果的に地球温暖化防止も前進することになります。



断熱・気密が十分でない
知らないうちに
エネルギーが漏れている



断熱化と気密化は、
両方しっかりと。
エネルギーを
「漏らさず、逃がさず」です。

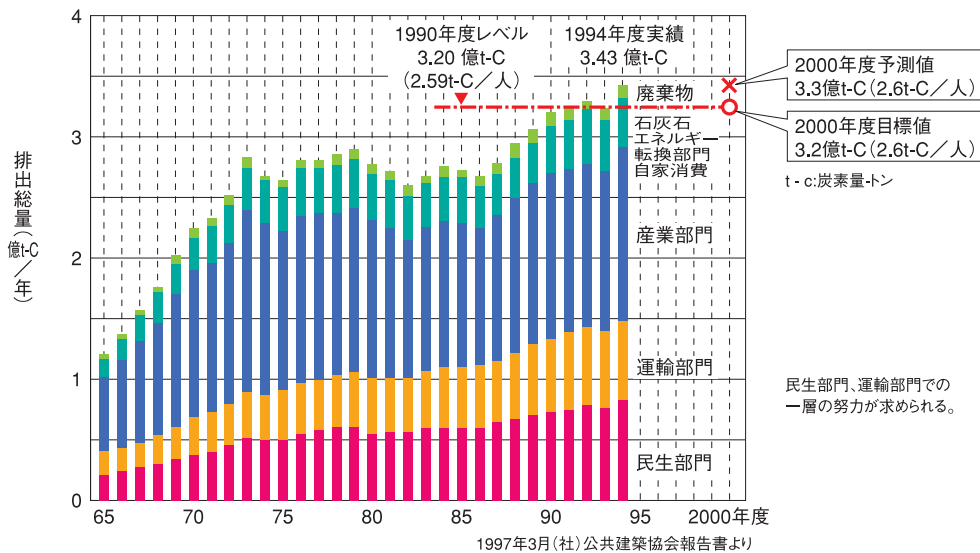
■わが国の二酸化炭素総排出量の およそ36%が建築関連分野です。

二酸化炭素の排出源と聞いて、まずわれわれの頭に浮かぶものは、工場や火力発電所ではないでしょうか。しかし、こうした産業の分野においては、省エネルギーのための機器開発や技術革新がかなり進んでおり、もう省エネルギーを行う余地が現実にはあまり残っていません。むしろ、生活にかかわる民生の分野や自動車などの運輸の分野において、エネルギー消費が伸びつづけており、省エネルギー化が一向に進んでいないことが大きな問題になっています(図1参照)。また、建築関連分野という切り口で眺めると、そこには建設と運用という二つのエネルギー消費のステージが存在するため、その二酸化炭素の排出量は日本全体の36%にも達します(図2参照)。そして、その半分は我々の住まいに関連して排出される二酸化炭素です。住まいの断熱化を進めることがいかに大切か、理解できるでしょう。

■住まいの年間暖冷房費を およそ2割削減するのが目標です。

従来の省エネルギー基準では北海道や東北などの寒い地域が、断熱化を行うべき主要な地域と考えられてきました。しかし、国全体のエネルギー消費を抑制するという観点で見ると、人口が集中している大都市圏でこそ省エネルギー化を推進する必要があるのです。そのため平成11年改正の住宅の省エネルギー基準では、比較的温暖とされる関東・中部・関西・中国の地域で断熱基準のレベルを上げたほか、九州や沖縄でも冷房エネルギーを削減するために日射遮蔽の基準をレベルアップしました。平成11年の基準で住宅を建てた場合、平成4年の基準で建てたものと比較して、年間の暖冷房費は2割程度、削減されると予測されています。このほか、従来は県単位で定めていた地域区分を実際の気候に合わせて市町村単位で細かく分類しているのもこの基準の特徴です。

■図1 民生部門と運輸部門のCO₂排出量は増加の一途



■図2 建築関連の排出シェアは36%

